

西目屋村観光関連事業者持続化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少し、事業活動に支障が生じている観光関連事業者に対して、事業継続のための固定費相当額を支援し、本村観光産業の維持及び活性化を図るため、予算の範囲内で西目屋村観光関連事業者持続化補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西目屋村補助金交付に関する規則（昭和52年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象者は、第1号及び第2号に掲げる者であつて、第3号から第9号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業者（以下「事業者」という。）
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する社団法人及び財団法人（以下「法人」という。）
- (3) 令和元年5月1日までに村内で開業し、営業実態がある次の事業者又は法人
 - ア 観光業（観光客を対象とするサービス業）
 - イ 飲食業
 - ウ 小売業
 - エ 旅館業
 - オ その他新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが著しく減少したと認められる者
- (4) 複数の事業活動を行う者にあつては、その売上高が最も上位の事業が前号のいずれかであること。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大に起因して、令和3年5月又は令和3年6月の売上高（税抜）が前前年同月と比較して3割以上減少していること。
- (6) 令和元年5月又は令和元年6月の売上高（税抜）が10万円以上ある者
- (7) 補助金の交付後も事業活動を継続する意欲があること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同上第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 村税を滞納していないこと。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は令和3年5月及び令和3年6月で、前条第5号の該当月を対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第2条第5号に規定する売上減少額（税抜）に2分の1を乗じ

て得た額で、旅館業は上限を100万円、観光業、飲食業、小売業等は上限を10万円とし、その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

2 複数の事業を行う者にあつては、売上高が最も多い事業にて補助金の額を算出する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西目屋村観光関連事業者持続化補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 令和元年の確定申告書類や売上高等がわかる帳簿等の写し
- (2) 補助対象期間の売上高等がわかる帳簿等の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は補助対象期間の該当月毎とし、その申請期限は該当月の末日から起算して90日以内とする。

(補助金の交付決定及び交付方法)

第6条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、西目屋村観光関連事業者持続化補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。なお、この通知をもって、交付の額の確定通知とみなす。

3 補助金は、前項により額を確定した後、口座振込の方法により交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときには、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年5月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

西目屋村長 様

所在地
氏名（名称及び代表者氏名）

連絡先

西目屋村観光関連事業者持続化補助金交付申請書

西目屋村観光関連事業者持続化補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

なお、申請内容の審査に当たって、村が村税の納付状況を調査することに同意します。

記

1 申請内容

開業年月日	S・H	年	月
前前年 月売上額	円（税抜）		
当年 月売上額	円（税抜）		
減少額	円	減少率	%
補助申請額	円（減少額×1/2）※千円未満切捨て		

2 補助金振込先口座

金融機関		支店名	
預金口座種類	普通 当座 その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

添付書類

- (1) 令和元年の確定申告書類や売上高等がわかる帳簿等の写し
- (2) 補助対象月の売上高等がわかる帳簿等の写し

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

西目屋村長

西目屋村観光関連事業者持続化補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった西目屋村観光関連事業者持続化補助金について、審査の結果、西目屋村観光関連事業者持続化補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付予定日 年 月 日
- 3 振込先 指定口座へ振込
- 4 その他 当事業に係る根拠書類は、補助事業終了後5年間は適切に保管してください。